

高等学校においても

特別支援教育が進んでいます！

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校において、特別支援教育を行うことが規定されて2年が経ちました。各校では、様々な実践が積み上げられています。

高等学校の新学習指導要領（平成21年3月告示）で障害のある生徒の指導について改めて明記されました。

学校教育法第81条に基づいて、高等学校における特別支援教育の推進について明記されたものです。総則では、指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことを示しています。

福岡県立高等学校では、特別支援教育コーディネーター研修会や発達障害児等相談支援事業による巡回相談が始まっており、各学校の特別支援教育の推進体制が着実に整ってきています。

今、福岡県内の高等学校では…（先生方の声から）

学校の実状によって違いはありますが、先生方の“気づき”や指導・支援を行う上での疑問は、たくさんあります。先生方の“気づき”が、特別支援教育を進める第一歩になります。

不登校との関連もあるのでは？

何をどう始めたらいいの？

身体的接触が苦手な生徒への体育での配慮は？

医学的診断はないけれど、支援できるの？

本人の特性と障害との境目は？

保護者や本人に認識は全くないけれど…？

比喻表現の理解が難しい自閉症の生徒への国語科指導は？

テストの点数は、良いのだけれど、人間関係づくりが心配だなあ…

将来の社会生活のために、今、指導すべきことは？



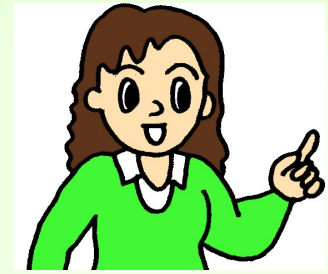
ポイントは、「本人が、困っていることは何か」をとらえることです。

気づき・相談する

気づいた人（担任や保護者、本人など）が、特別支援教育コーディネーターなどに相談します。

様々な“気づき”

対人関係・不登校
問題行動・学習面
など



情報収集する

校内委員会などで、組織的に多面的な情報収集を行います。

- ・ チェックリスト等の活用
- ・ 本人からの聞き取り
- ・ 保護者からの聞き取り
- ・ 関係職員からの聞き取り
- ・ 出身中学校からの情報入手
- ・ 収集した情報の整理

留意点

本人や保護者に接するときは、相手の心情に配慮した言動が必要です。「生活上の改善のため」「学力の向上のため」など、常に本人の利益につながる視点を持ち、そのことを相手に伝えることが大切です。

方向性をさぐる

校内委員会などで、組織的に分析を行い、支援の方向性を探ります。

- ・ 情報（特性）の分析
- ・ 支援やその役割分担の検討
- ・ 支援の方途や指導計画等の作成
- ・ 保護者との共通理解
- ・ 職員間での共通理解

留意点

個別検査等を実施する場合は、必ず本人や保護者の同意が必要です。
また、指導計画等は、個人情報そのものですから、その取扱いには十分注意する必要があります。本人や保護者の意向を取り入れたものであることはもちろんのこと、作成及び実施の同意を得ることが大切です。

実践・評価する

実践の記録を残し、手だての検証や指導計画等の書き換えに活用します。

- ・ ケース会議の開催
（手だての有効性の検証）
（指導計画等の書き換え）

- ・ 家庭と連携した指導
- ・ 関係機関と連携した指導
- ・ 実践の記録
- ・ 保護者への経過説明

支援をさらに進めるための専門家への相談のすすめ

○ 巡回相談の活用

各教育事務所には、医師や臨床心理士、特別支援学校教諭等で編成した巡回相談チームが設置されており、高等学校への巡回相談も行うことができます。各教育事務所に御相談ください。

Aタイプ（講話型）…校内研修や理解啓発のための講演会等を実施することができます。

Bタイプ（体制型）…校内体制づくりのための助言を受けることができます。

Cタイプ（個別型）…個別観察や事例検討による助言を受けることができます。また、本人や保護者を交えた面談も可能です。

○ 特別支援学校の活用

地域における特別支援教育のセンターとしての機能として、相談支援が受けられます。近隣の特別支援学校に御相談ください。